

○第五條 總會ノ議長ハ組合長之ニ當リ組合長事故アル場合ハ理事ノ互選ニ依ルモノトス  
○第六條 組合員ハ三名以上ノ代理ヲ爲シ議決權ヲ行フコトヲ得ズ

○第七條 總會ニ於テ決議欲ヲ作り開會ノ時間會議ノ額未ヲ記載スルモノトス  
○第八條 決議録ニハ議長又議長ノ指名シタル出席者五名以上署名捺印ス  
○第九條 本組合ニ左ノ帳簿ヲ備付スルモノトス

耕地其借帳 耕地所有者名寄帳 利用料厚帳 耕作者名寄帳  
利用料分付帳 會計簿 會議録 組合定款會員名簿

○第十條 組合員ハ組合ヲ耕作シタルトモ濫クニ交換又ハ組合員外ノ者ニ利用セ  
シメ借リ交フ耕作スルコトヲ得ス

○第十一條 本組合ノ耕作者ハ耕作契約証ノ代用トシテ自分ノ耕作シタル土地及別  
及利用料ヲ明記シタル耕作名寄帳ニ氏名捺印スルモノトス

○第十二條 本組合ノ耕作利用料ハ毎年十月拾日限リ組合ニ納付スルモノトス  
○第十三條 本組合ハ備凶積立トシテ利用料一石ニ付耕地所有者ヨリ玄米ニ升耕作者  
ヨリ一升ヲ積立ツルモノトシ毎年利用料収納ト同時ニ玄米ノ之ヲ時價ニテ

賣却シ組合員ノ信用スル銀行又ハ信用組合ニ預メ入蓄積スルモノトス  
○第十四條 本組合ノ利用料ノ納付怠リタルモノアルトキハ組合員一同責任ヲ以テ請求  
シ尚滞納スル者アルトキハ組合員ハ負擔ヲ負フモノトス

○第十五條 本組合員ニシテ自己ノ耕作セル耕地ノ一部又ハ全部ヲ返還セントスルトキハ其  
年ノ十月末日迄ニ組合ニ申出スルモノトス

○第十六條 本組合ハ擺脫ヲ受ケタル耕地ヲ所有者ニ於テ耕作セントスル場合ハ八月末日迄  
ニ組合ニ申告スルモノトス

○第十七條 本組合員ニシテ左ノ理由ニ該當セルモノアルトキハ組合員ノ資格ヲ消滅シ陸上  
スルモノトス

一 利用料ノ納付又ハ積立米及組合費等ノ支払ヲ怠リ契約期日ヨリ一  
月猶豫期間ヲ経過シ其義務ヲ履行セザルモノ

二 組合ノ設備ヲ組合員外ニ利用セシメ又ハ組合ノ事業ヲ妨ムル行為アルモノ

○第十八條 本組合ハ組合員ノ耕作地ニテ非常ノ凶作又ハ天災或ハ不可抗力ノため著シ  
キ減収ヲ来レ利用料ノ減免ヲ定ケントスル場合ハ其作物ヲ刈取ラサル前

ニ組合ニ申告スルモノトス

○第十九條 本組合ニシテ天災又ハ自己ノ過メ凶作ニガハリタルモノニテ同情スルキ理由  
アリト認メタル場合ハ總會ノ決議ニ依リ備蓄積立ノ内ヨリ減額ヲ補助  
スルコトヲ得

○第二十條 著作又ハ天災ノ爲メ組合員ヨリ申告ヲ受ケ免却場合ハ組合長ハ査定員ヲ